

ゼネコン汚職—深化した腐敗の構造—

荒川 幸子

今回のゼネコン汚職

昨年3月、金丸信自民党前副総裁が10億4,000万円の脱税容疑で逮捕された。不正蓄財の原資が総合建設会社（ゼネコン）などからの年間10億円を越す裏献金であったことが明らかになり、東京地検特捜部、公取委は、献金元の清水、鹿島、大成、ハザマ等の大手ゼネコン18社や大手バス会社・国際興業、山梨県建設業協会等40数個所の立入検査・家宅搜索をし、ゼネコン幹部の事情聴取をおこなった。ゼネコン汚職摘発の「宝の山」といわれた帳簿類など数百の段ボール箱が押収され、ゼネコン汚職事件捜査の幕が開けられた。そして第1弾は、6月末、石井仙台市長の1億3,000万円収賄容疑による逮捕とゼネコン・ハザマの会長、社長、東京支店長、三戸営業所長、西松、三井の副社長らが汚職摘発され逮捕された。

7月の総選挙をはさんだ「夏の陣」は、大山茨城県三和町長、元建設官僚の竹内茨城県知事の9,500万円の収賄容疑での逮捕などハザマの自治体工作を中心に進められ、ゼネコンの裏金が「毛細血管」のように地方の隅々まで流れていることが暴露された（特捜部は30近い自治体のトップに裏献金が渡っていることを掴んでいるといわれている）。

9月に入った「秋の陣」は、贈賄側のスーパ

ーゼネコン清水、鹿島、大成の会長、副社長の逮捕に発展した。清水の吉野会長は日本建設業団体連合会の会長であり業界の顔でもあった。閩閩で政財界にも強いといわれた鹿島の副社長清山氏は、日本商工会議所会頭だった石川会長の下で、中央談合組織の仕切り屋でもあり、政界へのヤミ献金の差配師ともいわれていた。12月には談合の世界に長く君臨して元締をしていた植良祐政・飛鳥会長とその子総一郎・同副社長も起訴された。

6月末からの逮捕者は、収賄側が8人、業界側は今年1月に入って逮捕された大林組副社長も含め37人となり、起訴されたのは収賄側8人、贈賄側ゼネコン8社と大昭和製紙の首脳、幹部等25人となり、空前の汚職事件となった。

特捜部のメスが金権腐敗の牙城の中央政界に迫ることを期待されたが、中央政治家の逮捕は、捜査当局に挑戦的な対応をした中村喜四郎前建設大臣があっせん収賄罪で3月11日逮捕、4月1日に起訴されるに止まり、政界への波及はほみ消され、一連のゼネコン汚職捜査は事実上終結した。

中村前建設大臣は、27歳で茨城三区から無所属で立候補当選、自民党田中派に所属。建設政務次官や自民党建設部会、道路調査会会長など建設族本流の全ポストを経験し、「竹下元首相の秘蔵っ子」、「金丸元副総裁直系の建設族のホー

国際・国内動向

プ」といわれ、89年6月の宇野内閣で科学技術庁長官、92年12月から翌年8月まで建設大臣を務めた。

ゼネコン汚職の中央政界の構造解明は、「土建国家」の温床の頂点にいた「金竹小」をはじめ清水建設の「献金リスト」等に名を連ねた国会議員50数名にみられる「天の声システム」の全貌を解明するところにあり、中村前建設大臣の逮捕はその一角にすぎない。しかし、国民の血税を使った公共事業を喰いものにする政・官・業の癒着の環となっている談合を刑事告発することをつぶし、政治家が業界の「便利屋」として使われたことが明らかにされたことの意味は大きいといえる。

91年5月、公取委が独禁法違反容疑で「埼玉土曜会」66社に立入調査をし、刑事告発をめざしていた。その背景には、日米建設協議による日本建設市場開放と談合排除の強い要求があった。公取委は、悪質な談合は積極的に刑事告発し、課徴金の大幅引き上げの方針を打ち出していた。

「埼玉土曜会」会長の鹿島の清山副社長らゼネコン各社の談合担当役員らは、この動きに危機感をつのらせ、何とかこの告発を阻止しようと、建設族のドン・金丸元自民党副総裁に依頼し、金丸副総裁からこの事件の解決を「一任」された中村代議士が、鹿島から1,000万円を貰って告発つぶしに動き、その舞台裏では、時の総理・宮沢首相も登場し「罰金引き上げに協力するかわりに告発を見送って欲しい」という金丸の意向を公取委委員長に伝えたと報道されている。

政官業の癒着の構造はじめて明るみに

今回ゼネコン汚職問題を考えるとき、13年前に起きた「談合告発」事件を振り返ってみることが必要と思われる。

1981年9月に、公取委は静岡県内の4つの建設業団体を独禁法8条1項1号（競争の実質的制限禁止）違反で初めての談合摘発に乗り出した。公取委の調べと関係者の証言により静岡の公共事業の100%が談合の対象となり、落札業者から落札額に応じた上納金が吸い上げられ、自民党に献金していたことが明らかとなった。神奈川、東京都、茨城などでもつぎつぎと談合入札事件が発覚した。

事件は中央大手ゼネコンにおよび高速道路、ダム、鉄道、下水道など年間2兆円以上にのぼる大型公共工事（1件当たり20億円以上）の殆どすべての工事は、中央大手業者の談合によって配分していたことが発覚した。しかも中央業界団体の日本土木工業協会（土工協）が「特別会費」の名目で公共工事の受注高に応じて徴集した「賦金」は、年間9億円にも達しておりその資金が政界にウラ献金されている疑惑も表面化した。

当時の年間公共事業費は全国で20兆円、「談合をやめて一般競争入札にすれば、工事は2割は安くでき、4兆円の税金が節約できた」と報道された。発注官庁の予定価格の漏洩、建設省の極秘扱いの「公共工事リスト」等が建設業界の手に渡っていたこと、本州四国連絡橋工事発注の2年以上前に決めた大手業者の工事分担資料、10年先の予定工事の希望表明までした談合文書等も発覚した。

日本共産党が入手した三井文書（農水省から三井建設へ天下りした第一線の5人の営業部長による113工事、7発注省庁、8政府特殊法人、2県6市にまたがる公共工事受注営業報告書）は、政官業癒着の構造と指名競争入札によって、大企業間で公共工事を山分けしている姿を生々しく国民の前に曝け出した。

時の鈴木首相を始め閣僚を含む47人の大手建

設会社からの違法政治献金問題も発覚した。

凄まじい世間の指弾を浴びた談合問題は、国会でも野党が、関係省庁、自治体、業界の証人喚問等を求めて厳しい追求をした。しかし、鈴木首相は「中央建設業審議会の答申を待つ」ことで逃げ切り、83年3月に中建審の建議が出されたが、フタを開けてみると改革というには程遠い現行指名競争入札の堅持・確認に留まり、「建設業における市場競争の在り方と独禁法との係わり合いについては立法政策を含めた幅広い検討が極めて重要」との指摘に留まった。

談合温存の結果に終わった背景は、83年政治決戦の資金集めに狂奔していた自民党が、選挙の資金、集票の大スポンサーである建設業界との癒着の鍵である談合擁護に強力なテコいれをおこなったところにあったとみられている。

公取委は、84年、業者による情報交換などを認める「独禁法の指針・ガイドライン」を公表し、談合の免罪符を与えた。84年3月11日付け日経産業新聞は「内容的には当の建設業界が『よく公取委がここまで譲歩した』と感心するほど業界側の言い分が盛り込まれており、『独禁法の番人』公取委も今回ばかりは業界、建設省、更には衆参合わせて300人といわれる建設族議員の連合軍に押しまくられた格好。逆の見方をすれば、建設業界の政治力を改めて見せつけた一幕でもあった」と報じている。

また、当時の土工協石川会長は「私達の要望は独禁法も含めた関係法規の改正による実質的適用除外であった。「談合・調整は価格カルテルに非ず」、「誤って適用された独禁法に今回の悲劇の元があり、国会、マスコミの攻撃に発注官庁も歩調を合せて闘うべきだった」というのが業界の結論であった。

外圧などで談合問題再浮上

80年代後半から、日米構造協議や日米建設合意の見直し協議で米国は談合に対する罰則強化、談合の背景となる指名入札基準の明確化を厳しく追ってきた。88年12月の米海軍工事「星友会」の談合、89年9月の関西新空港工事「海上埋め立て土砂建設協会」の談合摘発などは、談合排除の動きに拍車をかけた。

公取委は、星友会事件では、70社に2億9,000万円の課徴金納付を命じたが、米政府はこれを不満として99社から47億円の損害賠償金の支払で和解に合意した。談合は破廉恥罪であり、多額の賠償金の支払が常識となっている米国の考えに業界は驚愕した。そして、米国の談合への強い圧力と、今後に予想される取締りの強化に対処して90年7月には、大型公共工事を取り仕切っていた談合中央組織「経営懇話会」（大手32社加盟、会長青山信二鹿島建設副社長）が自主解散した。

行政の対応と問題点

建設省は、92年11月に中建審建議を受け、透明性、競争性、対等性の確保などから指名競争入札方式の改善を図る、現行指名入札制度堅持の方針を出したが、仙台市長や、宮城県知事などのゼネコン汚職事件の激発で、窮地にたたされ、わずか半年前の方針を180度転換し、国、公団、地方公共団体の大規模工事は、一般競争入札とすること、談合、贈収賄等違反行為に対する制裁処置の強化、建設産業の将来ビジョンの策定等に方針転換した。

さらに建設省は「業務執行改善推進本部決定事項」を明らかにし、本年1月には、日米建設協議を踏まえての作業である「公共事業入札・契約手続き改善に関する行動計画」がつけられ

国際・国内動向

た。このなかで国の工事は7億3,000万円以上、政府関係機関は24億3,000万円以上、コンサル業務は7,300万円以上の工事を条件付き一般競争入札にすることとした。

3月には、「新たな時代に向けた建設業法の在り方」が中建審から建議され、建設業法の改正法案が4月に国会に上提されたが、ゼネコン汚職の再発防止には実効性はなく、不十分である。

業界は、93年12月日建連の臨時総会で、「法令の遵守の徹底、公正な競争の推進、健全な建設市場の確立、企業会計の透明化」等をうたった「日建連等企業行動規範」を制定した。全国建設業協会でも本年3月、「全建 建設企業(団体)行動憲章」を策定した。

これらの行政、業界の動きは、従来には見られなかったものであり、今回のゼネコン汚職事件・公共事業の腐敗の構造が、外圧を加わって国の内外に与えた影響が如何に大きいものであったかを物語っている。

リクルートや佐川の汚職は、許認可権をめぐる個別大資本の政官との癒着である。このことは金権腐敗政治の温床であることに違いはないが、ゼネコン汚職は、業界の大手ゼネコンが揃って税金を源資とする公共事業を喰いものにし、汚職の温床となっていたことに特徴があり、国の政治、経済もからむ性質の問題であることを示している。

建設産業が生みだすこうした諸問題の背景には、重層下請け構造によってすべての矛盾が末端業者・労働者にシワ寄せできるシステムが歴史的に形成されており、元請のゼネコンが強大になるにしたがい下請け業者・労働者の地位が相対的に低下させられてきたことにある。さらに公共工事の発注機関が、入札金額の上限とし

ての予定価格の決定権、施工業者の指名権を持ち、すべての情報が公開されず、チェック機構が喪失しているところにある。

3月には、総務庁行政監察局が、建設業法に基づく初めての監察(1992年10~12月、対象機関一公取委、通産省、労働省、都道府県、市町村、関係団体等)を行い報告書を出しているが、大手元請建設業者の無責任体制、建設業者に対する監督行政が皆無に近い状態や雇用・労働条件の劣悪などを厳しく指摘している。

今回の行政の対応が、入札・契約制度や業法の改正に焦点をおいており、その必要性は当然のことながら、大手ゼネコンを民主的に規制し、重層下請けシステムの矛盾をどれだけ少なくしていくのか、下請け業者労働者をどれだけ保護していくのかの課題が最重要である。その為には、それらをチェックする強力な機関の設置が必要である。

また、莫大な金額を注ぎ込んで行われる公共事業は、何のために、いつ、どのように、誰がつくり、どのように管理するのか、それぞれの行政区で恒常的に住民の意見を反映させ、政策に生かしていく体制が必要である。

発注官庁、現場労働者の労働組合が建設共同組織の結成を準備し、建設産業民主化運動に立ち上がる動きが始まっている。またこれらの組合が中心になって4年前に設立された建設政策研究所は、昨年暮れに「建設産業と公共事業改革のための提言」を発表して、各界の注目を浴びた。

今度こそ、癒着構造をたち切るため、「檢察頼み」に終ることなく、この提言をより多くの国民の間に広めて運動化していくことが、これからの課題といえる。(建設政策研究所理事)